

戸田市国民保護計画変更の概要

1 戸田市国民保護計画の変更について

国の「国民の保護に関する基本方針」の改訂（平成29年12月）及びそれを反映した「埼玉県国民保護計画」の改訂（平成30年12月）を踏まえ、これらと整合した迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう「戸田市国民保護計画」を変更しました。

2 主な変更内容について

①事業所等との協力関係 << 該当ページP9 >>

多くの従業員が従事する大規模事業所や市民、他市からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要であり、同時に従業員等による住民等への避難誘導や援助について協力が必要になると考えられることから、事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める旨を追加。

②武力攻撃等の態様と留意点 << 該当ページP9 >>

武力攻撃事態（着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）の特徴と留意点について追加。また、緊急処理事態の留意点等について分類別（攻撃対象施設、攻撃手段）に追加。

③弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知 << 該当ページP11 >>

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

④通信の確保 << 該当ページP15 >>

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要であることから、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努める」旨を追加。

⑤被災情報の収集・報告に必要な準備 << 該当ページP15 >>

「被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める」旨を追加。

⑥安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備 << 該当ページ P15 >>

「収集した情報を整理し提供できるよう、安否情報システムの習熟に努める」旨を追加。

⑦情報伝達手段の多重化等の推進 << 該当ページ P17 >>

警報の住民への周知方法に「市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

⑧避難施設の確保 << 該当ページ P26 >>

県の行う避難施設の指定について「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

⑨避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ << 該当ページ P18,25 >>

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

⑩武力攻撃事態等に特有な訓練の実施 << 該当ページ P37 >>

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

⑪武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施 << 該当ページ P71 >>

「核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる」旨を追加。

⑫その他市として必要な変更 << 該当ページ P4,P45~47 >>

市勢データ、市組織名称等の時点修正等を実施。